

春日井市議会予算・決算委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市議会委員会条例(昭和49年条例第59号。以下「条例」という。)及び春日井市議会会議規則(昭和49年議会規則第1号。)に定めがあるもののほか、予算・決算委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(全体会の開催)

第2条 委員会は、全議員で構成される会議(以下「全体会」という。)を開催する。

2 全体会は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後に開催する委員会前期全体会(以下「前期全体会」という。)及び分科会における審査を経て開催される委員会後期全体会(以下「後期全体会」という。)に区別する。

3 前期全体会は、次に掲げる事項について審査等を行う。

- (1) 付託議案の分科会送付先の決定に関する事項
- (2) 分科会開催日程の決定に関する事項

4 後期全体会は、次に掲げる事項について審査等を行う。

- (1) 分科会の会長報告及び分科会の会長報告に対する質疑
- (2) 総括質疑
- (3) 討論
- (4) 採決

(分科会の設置等)

第3条 委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を担当させるものとする。また、特別委員会が設置された場合は、当該特別委員会に対応する分科会を置くこ

とができ、同特別委員会が所管する事項を担当させることができる。

- (1) 総務分科会 総務委員会が所管する部局
- (2) 文教経済分科会 文教経済委員会が所管する部局
- (3) 厚生分科会 厚生委員会が所管する部局
- (4) 建設分科会 建設委員会が所管する部局

2 委員会の委員の分科会の所属は、当該所管に対応する常任委員会（以下「部門別委員会」という。）及び特別委員会の委員の構成と同様とする。

3 分科会に会長及び副会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する部門別委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

4 会長は、予算・決算委員長より委任を受け、分科会を招集する。また、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は会長及び副会長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が会長の職務を行う。

7 分科会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 分科会は、委員会が付託を受けた議案のうち、その担当に属する部分を分担して審査又は調査する。

9 分科会は、それぞれ所管の部門別委員会と同日に開催するものとし、部門別委員会終了後、分科会を開催するものとする。

10 分科会においては、質疑を行い、討論及び採決は行わない。

11 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の決定により秘密会を

開くことができる。

12 各分科会の会長は、分科会審査の内容をまとめ、後期全体会で報告するものとする。

13 その他、分科会の運営については、部門別委員会の運営に準じて行うものとする。

(理事会の設置等)

第4条 委員会の運営に関する事項等を協議するため、委員会理事会(以下「理事会」という。)を置く。理事会は、委員会の正副委員長及び部門別委員会の正副委員長で構成する。

2 理事会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員会の正副委員長をもって充てる。

3 理事会は、予算・決算委員長が招集する。

4 会長は、会務を総理し、理事会の会議を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は会長及び副会長の職務を行う者がいないときは、年長の理事が会長の職務を行う。

7 理事会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

(1) 審査又は調査の日等の日程に関する事項

(2) 総括質疑通告及び討論通告の有無の報告並びに総括質疑実施の判断に関する事項

(3) 付託議案の取扱い等に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

8 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 理事に事故があるときは、会長の許可を得て代理者を出席させることができる。

(関連議案等の範囲)

第5条 委員会に付託される議案の範囲は、当初予算、補正予算及び決算のみとする。ただし、予算又は決算の議案と一体で審査することが合理的であるなどの理由により、理事会が承認したものは、この限りでない。

2 委員会では、原則として請願及び陳情の審査は行わない。

3 委員会は、議会閉会中は原則として、開催しない。

(総括質疑)

第6条 総括質疑は、各分科会の会長の報告に対する質疑がすべて終了した後に行うものとする。

2 総括質疑は、複数の分科会に関連する内容あるいは政策的判断を求める内容に限り行うことができる。なお、「政策的判断」とは、以下の点に注意するものとする。

(1) 全体会で扱うものとして、比較的大規模又は品位のあるテーマ、質問内容であること。

(2) 議案質疑及び分科会で質問できる内容は除くこと。

3 総括質疑をしようとする委員は、予算・決算委員長に質疑の件名及び詳細をあらかじめ通告しなければならない。総括質疑の通告期限は、開会中の理事会の前日の午後5時までとする。

4 総括質疑の形式は、自席から一括方式で行うこととし、回数は3回まで、時間制限はなしとする。

5 総括質疑に該当するかどうかは、通告内容を踏まえて、理事会において決定する。

(討論及び採決)

第7条 後期全体会では、各分科会の会長の報告に対する質疑、総括質疑及び討論を経て、採決を行うものとする。なお、後期全体会で討論を行った場合、本会議において、同一の内容での討論は自粛するものとする。

2 討論をしようとする委員は、予算・決算委員長に、議案名、討論内容をあらかじめ通告しなければならない。討論の通告期限は、開会中の理事会の前日の午後5時までとする。

3 討論は、会派を代表して1人がまとめて行う。なお、会派に所属していない委員は、この限りでない。

4 予算・決算委員長は、採決を行うときは、問題を可とする委員を起立させ、起立の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、予算・決算委員長は、必要があると認めるときは、予算・決算委員長が定める方法によることができる。

(出席理事者の範囲)

第8条 全体会の出席理事者の範囲は、本会議と同一とする。

2 分科会の出席理事者の範囲は、部門別委員会と同一とする。

3 理事会においては、理事者の出席は求めないこととする。

4 前3号の規定について、理事会で別に出席理事者の範囲を定めた場合には、この限りでない。

(開会場所)

第9条 全体会は、議場で開会するものとする。

2 分科会は、全員協議会室で開会するものとする。

3 理事会は、原則として第3委員会室で開会するものとする。

(分科会における記録の委任)

第10条 分科会の会長は、予算・決算委員長の委任を受けて、議会議務局の職員に、条例第28条の事項を記載した会議の記録を作成

させ、これに署名しなければならない。

(傍聴)

第11条 全体会の傍聴については、春日井市議会傍聴規則（昭和51年議会規則第1号。以下「傍聴規則」という。）に準じるものとする。なお、傍聴規則の「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

2 分科会の傍聴については、会長が予算・決算委員長より委任を受け、委員会傍聴基準に準じて実施するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。